

第56回穴粟市議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 平成25年12月16日（月曜日）

招集の場所 穴粟市役所議場

開 議 12月16日 午前9時30分宣告（第4日）

議事日程

- | | | |
|--------|----------|---|
| 日程第 1 | 第 109号議案 | 穴粟市住民票の写し等本人通知制度に関する条例について |
| 日程第 2 | 第 111号議案 | 穴粟市診療所使用料及び手数料条例等の一部を改正する条例について |
| 日程第 3 | 第 112号議案 | 穴粟市下水道条例等の一部を改正する条例について |
| 日程第 4 | 第 113号議案 | 穴粟市スポーツ施設条例及び穴粟市立学校施設等の使用に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 5 | 第 114号議案 | 債権の放棄について |
| 日程第 6 | 第 115号議案 | 字の区域の変更について |
| 日程第 7 | 第 116号議案 | 平成25年度農作物共済事業に係る無事戻しの実施について |
| 日程第 8 | 第 117号議案 | 市道路線の認定及び廃止について |
| 日程第 9 | 第 118号議案 | 平成25年度穴粟市一般会計補正予算（第3号） |
| | 第 119号議案 | 平成25年度穴粟市介護保険事業特別会計補正予算（第2号） |
| | 第 120号議案 | 平成25年度穴粟市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号） |
| | 第 121号議案 | 平成25年度穴粟市水道事業特別会計補正予算（第2号） |
| | 第 122号議案 | 平成25年度穴粟市病院事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第 10 | 第 123号議案 | 穴粟市組織条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 11 | 第 124号議案 | 旧慣による公有財産の使用権の廃止について |

- 日程第 1 2 請願第 3 号 新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書の提出について
- 日程第 1 3 発議第 8 号 日本酒発祥の地穴粟市日本酒文化の普及の促進に関する条例について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 第 109号議案 穴粟市住民票の写し等本人通知制度に関する条例について
- 日程第 2 第 111号議案 穴粟市診療所使用料及び手数料条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 3 第 112号議案 穴粟市下水道条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 4 第 113号議案 穴粟市スポーツ施設条例及び穴粟市立学校施設等の使用に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 第 114号議案 債権の放棄について
- 日程第 6 第 115号議案 字の区域の変更について
- 日程第 7 第 116号議案 平成25年度農作物共済事業に係る無事戻しの実施について
- 日程第 8 第 117号議案 市道路線の認定及び廃止について
- 日程第 9 第 118号議案 平成25年度穴粟市一般会計補正予算（第3号）
- 第 119号議案 平成25年度穴粟市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 120号議案 平成25年度穴粟市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 121号議案 平成25年度穴粟市水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 122号議案 平成25年度穴粟市病院事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 1 0 第 123号議案 穴粟市組織条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 1 第 124号議案 旧慣による公有財産の使用権の廃止について
- 日程第 1 2 請願第 3 号 新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書の提出について
- 日程第 1 3 発議第 8 号 日本酒発祥の地穴粟市日本酒文化の普及の促進に関する

る条例について

応 招 議 員 (1 8 名)

出 席 議 員 (1 8 名)

1 番 鈴 木 浩 之 議 員	2 番 稲 田 常 実 議 員
3 番 飯 田 吉 則 議 員	4 番 大 畑 利 明 議 員
5 番 小 林 健 志 議 員	6 番 伊 藤 一 郎 議 員
7 番 榎 橋 美 恵 子 議 員	8 番 西 本 諭 議 員
9 番 秋 田 裕 三 議 員	1 0 番 藤 原 正 憲 議 員
1 1 番 東 豊 俊 議 員	1 2 番 福 嶋 齊 議 員
1 3 番 岡 前 治 生 議 員	1 4 番 山 下 由 美 議 員
1 5 番 林 克 治 議 員	1 6 番 実 友 勉 議 員
1 7 番 高 山 政 信 議 員	1 8 番 岸 本 義 明 議 員

欠 席 議 員 な し

職務のために議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長 中 村 司 君	書 記 宮 崎 一 也 君
書 記 清 水 圭 子 君	書 記 原 田 涉 君

地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名

市 長 福 元 晶 三 君	副 市 長 清 水 弘 和 君
教 育 長 西 岡 章 寿 君	参事兼企画総務部長 高 橋 幹 雄 君
参事兼土木部長 平 野 安 雄 君	会 計 管 理 者 杉 尾 克 君
一宮市民局長 秋 武 賢 是 君	波賀市民局長 西 川 龍 君
千種市民局長 阿 曾 茂 夫 君	まちづくり推進部長 西 山 大 作 君
市民生活部長 岸 本 年 生 君	健康福祉部長 浅 田 雅 昭 君
産 業 部 長 前 川 計 雄 君	農業委員会事務局長 前 田 正 明 君
水 道 部 長 船 引 英 示 君	教育委員会教育部長 岡 崎 悦 也 君
総合病院事務部長 広 本 栄 三 君	

(午前 9時30分 開議)

議長(岸本義明君) 皆様、おはようございます。

ただいまより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

報告1、地方自治法第180条第2項の規定に基づき専決処分事項の報告書が市長から提出されておりますので、御高覧願います。

報告2、教育委員会委員長より、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定に基づき、平成25年度(平成24年度対象)宍粟市教育委員会点検・評価報告書が議長宛てに提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧願います。

報告3、本日市長から議案2件が提出されております。

これで報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 第109号議案

議長(岸本義明君) 日程第1、第109号議案、宍粟市住民票の写し等本人通知制度に関する条例についてを議題といたします。

本議案は、去る12月3日の本会議で、民生生活常任委員会に審査を付託していたものであります。

民生生活常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

民生生活常任委員長、6番、伊藤一郎議員。

民生生活常任委員長(伊藤一郎君) 第109号議案の審査報告を行います。

平成25年12月3日に審査付託のありました、第109号議案、宍粟市住民票の写し等本人通知制度に関する条例については、12月6日に第12回民生生活常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

本人通知制度は本人の代理人、本人以外が委任した代理人や第三者からの住民票の写しや戸籍謄本等の交付請求に対し、交付した事実を事前に登録している人に郵便で通知する制度で、証明書の不正請求の早期発見や、抑止効果を図り、個人の権利の侵害を防止することを目的としております。

関係職員に説明を求め、慎重に審査しました結果、第109号議案については、全会一致で可決すべきものと決しましたので、よろしくお願い申し上げます。

議長(岸本義明君) 民生生活常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 1番、鈴木です。第109号議案の目的は住民票の写し等の不正請求、不正取得による個人の権利の侵害を防止するという目的があるんですけども、いわゆる弁護士さんや司法書士さん等の8業士さんからの請求があった場合は、どのような対応になるのか、教えてください。

議長（岸本義明君） 民生生活常任委員長、6番、伊藤一郎議員。

民生生活常任委員長（伊藤一郎君） 8業士というのは第三者請求になります。

「第三者請求の住民票の写しは、戸籍謄本などの交付申請に対し、証明書を交付した事実を事前に登録している人に郵便でお知らせする制度です。この制度を実施することで、証明書の不正請求の早期発見や抑止効果を図ることができ、個人の権利の侵害の防止に繋がります」と説明されております。

以上です。

議長（岸本義明君） ほかに質疑はありませんか。

4番、大畑利明議員。

4番（大畑利明君） 4番、大畑です。私は、この制度の趣旨はよくわかるんですが、この制度の実効性を担保していくために、例えば本人に、登録者に通知がされた場合、誰が不正に取得したかということがわかりませんので、改めて開示請求する手続を踏むことになるというふうに思うんですが、その開示請求した場合に、個人情報保護条例の関係で、どこまで開示がされるのかということが、当初の質疑で十分回答いただいております。その後、委員会でその開示項目について議論がされたのかどうか、お伺いしたいと思います。

議長（岸本義明君） 民生生活常任委員長、6番、伊藤一郎議員。

民生生活常任委員長（伊藤一郎君） そこまでの審議をしておりません。

議長（岸本義明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。本議案に関しましては、発言通告が出ておりませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第109号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第109号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 第111号議案

議長（岸本義明君） 日程第2、第111号議案、宍粟市診療所使用料及び手数料条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本議案は、去る12月3日の本会議で、民生生活常任委員会に審査を付託していたものであります。

民生生活常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

民生生活常任委員長、6番、伊藤一郎議員。

民生生活常任委員長（伊藤一郎君） 第111号議案につきましては、平成26年4月1日からの消費税の税率が、現行の5%から8%に引き上げられることに伴い、病院及び診療所において使用料及び手数料を消費税8%を含む金額に見直すためのものです。

関係職員に説明を求め、慎重に審査しました結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。よろしくお願いいたします。

議長（岸本義明君） 民生生活常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対しての質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

通告がありますので、発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） 日本共産党議員団を代表して、第111号議案、宍粟市診療所使用料及び手数料条例等の一部を改正する条例について、反対討論を行います。

この条例改正は、来年4月から消費税率が引き上げられる、5%から3%引き上げられて8%になることに伴い、宍粟市診療所、公立宍粟総合病院、宍粟市夜間応急診療所の使用料及び手数料が引き上げられるものであります。

日本共産党は、一般市民の生活を苦しめる消費税の増税に反対しております。ある自治体では、住民の負担を増やさないために、増税分の3%を減額して公共料金に対する条例を提案するところもあります。今回のこの条例改正は、消費税の増税で医療が受けにくくなるものであり、反対いたします。

議長（岸本義明君） 次に、賛成者の発言を許可します。

7番、榎橋美恵子議員。

7番（榎橋美恵子君） 第111号議案、宍粟市診療所使用料及び手数料条例等の一部を改正する条例についてに対しまして、賛成の立場で討論いたします。

今回の改正は、平成26年4月1日より消費税率が5%から8%に引き上げることに伴い、診療所、総合病院、夜間応急診療所で転嫁している使用料及び手数料を消費税8%を含む金額に見直すものでございます。今回の条例改正につきましては、やむを得ないものと判断し賛成するものです。議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（岸本義明君） 以上で討論を終わります。

続いて、採決を行います。

第111号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

第111号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（岸本義明君） 起立多数であります。

第111号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 第112号議案

議長（岸本義明君） 日程第3、第112号議案、宍粟市下水道条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本議案は、去る12月3日の本会議で、産業建設常任委員会に審査を付託していたものであります。

産業建設常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長、16番、実友 勉議員。

産業建設常任委員長（実友 勉君） 第112号議案、宍粟市下水道条例等の一部を改正する条例について、平成25年12月3日に審査付託のありました、第112号議案、宍粟市下水道条例等の一部を改正する条例については、12月6日に第10回産業建設常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

第112号議案は、消費税法の改正により、来年4月から消費税率の引き上げをされることに伴い、現在5%の内税方式で総額表示をしている水道料金、水道加入分担金、下水道使用料等を8%にするため、関係する4条例、宍粟市下水道条例、宍粟市生活排水処理施設条例、宍粟市水道事業給水条例、宍粟市簡易水道事業の設置及び管理に関する条例を改正するものでございます。

審査の結果、第112号議案については、適切と判断し、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告を申し上げます。

以上でございます。

議長（岸本義明君） 産業建設常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

通告がありますので、発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） 日本共産党議員団を代表して、第112号議案、宍粟市下水道条例等の一部を改正する条例について、反対討論を行います。

この条例改正は、来年4月から消費税率が引き上げられる、5%から3%引き上げられて8%になることに伴い、宍粟市上下水道料金が引き上げられるものであります。

日本共産党は、一般市民の生活を苦しめる消費税の増税に反対しています。あ

る自治体では、住民負担を増やさないために、増税分の3%を減額して公共料金に対する条例を提案するところもあります。

今回の条例改正は、消費税の増税により、高い上下水道料金がより高くなり、生活しにくくなるものなので反対いたします。

議長（岸本義明君） 次に、賛成者の発言を許します。

12番、福嶋 斉議員。

12番（福嶋 斉君） 第112号議案につきまして、宍粟市下水道条例等の一部を改正する条例について、賛成の討論を行います。

消費税率が平成26年4月1日より8%に引き上げられることは御承知のとおりでございます。消費税率の引き上げに伴い、水道料金、水道加入分担金、下水道使用料金等について消費税が3%引き上げられるための金額を改正するものでございます。

以上により、産業建設常任委員会は反対する理由もなく、全会一致で賛成をいたしました。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

議長（岸本義明君） 以上で討論を終わります。

続いて、採決を行います。

第112号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

第112号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（岸本義明君） 起立多数であります。

第112号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 第113号議案

議長（岸本義明君） 日程第4、第113号議案、宍粟市スポーツ施設条例及び宍粟市立学校施設等の使用に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本議案は、去る12月3日の本会議で、総務文教常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、9番、秋田裕三議員。

総務文教常任委員長（秋田裕三君） 12月3日に審査付託のありました、第113号議案、宍粟市スポーツ施設条例及び宍粟市立学校施設等の使用に関する条例の一部

を改正する条例について、12月5日に第12回総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

今回の条例改正は、高齢者と障がいのある方及び青少年がスポーツ施設及び学校施設等を使用する場合の使用料を免除するものであり、もって、スポーツを通じた健康づくり、地域づくり、障害者スポーツの推進、青少年健全育成の推進を図るための環境整備であります。

審査の経過につきましては、公平性の観点から、今回改正するスポーツ施設以外の市が管理する公園等の有料施設についても、同様の措置を講じるべきであるとのこと、また、今回の改正に伴い、スポーツ施設等の利用が増えることにより、無料化の対象から除外される負担層の使用が制約されることのないよう、また、受付窓口業務に混乱を来さないようにマニュアルの整備をすることについて、意見が出されました。

審査の結果、当委員会は、この議案に対し、高齢者、障がいのある方、青少年がスポーツ施設及び学校施設等を使用する際の使用料の免除について、市長が掲げるスポーツ立市構想の全体像を明らかにし、公園、社会教育施設、健康福祉施設等市が管理する他の有料施設についても同様の措置を講じられたいとの附帯決議を付して、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので御報告を申し上げます。

以上です。

議長（岸本義明君） 総務文教常任委員長報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

2番、稲田常実議員。

2番（稲田常実君） 2番、稲田です。一つだけ教えていただきたいんですが、高齢者と障害者であったり、青少年の育成ということで、グラウンドの使用料などの無料化ということになるそうなんですが、現在、少年団体の登録等により認められているところだけ減免とか免除があるんですが、今度、個人でということは、その事前登録というのはなされないと思うんですが、前もって登録している名簿を出したり、保険に入ったりしている、そうでないと使用できないのが、全ての方が利用できるということ、その事前の登録のかぶりとかで、かなりグラウンドの競争率が高くなると思うんですが、その辺の対応策についてお伺いします。

少年団体登録制度というのがあって、事前に少年団体として登録しているところは、現在減免であったり、免除がされとんですけども、今度一般の方が例えば1人

でグラウンドを使われたり、2人でグラウンドを使われたりする方も同じ立ち位置になると思うんですね。そうすると、前もって登録してなくても無料で使えるということなので、今現在、手間暇かけて少年団体で登録しているところの差がなくなるのではないかなと思うんですよ。よろしいですか。

議長（岸本義明君） 総務文教常任委員長、9番、秋田裕三議員。

総務文教常任委員長（秋田裕三君） ただいまの質疑につきましては、先ほど報告の受付窓口業務に混乱を来さないようにマニュアルの整備をすることについての意見が出されましたという1項目に含まれまして、内容的には各種団体あるいは任意で申し込みをされる方、そういったことが予想されると。そういったことに対しまして、マニュアル化が十分進んでないということは質疑のやりとりの中で出ました。そういったことをよく整えて対応するようにという意見に集約されております。

議長（岸本義明君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。本議案に関しましては、発言通告が出ておりませんので、討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第113号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第113号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 第114号議案

議長（岸本義明君） 日程第5、第114号議案、債権の放棄についてを議題とします。

本議案は、去る12月3日の本会議で、民生生活常任委員会に審査を付託していた

ものであります。

民生生活常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

民生生活常任委員長、6番、伊藤一郎議員。

民生生活常任委員長（伊藤一郎君） 第114号議案について報告いたします。

今回、債権放棄しようとしている資金は、昭和54年貸し付けの生業資金と昭和55年貸し付けの住宅建設資金で、借受人及び連帯保証人が死亡、その相続人全員が相続放棄しており、債権の回収の見込みがないもので、やむを得ないものと判断しました。

関係職員に説明を求め、慎重に審査しました結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。よろしくお願ひいたします。

議長（岸本義明君） 民生生活常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

通告がありますので、発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） 日本共産党議員団を代表して、第114号議案、債権の放棄について、反対討論を行います。

この議案は、住宅建設資金貸付金1件508万7,628円と、同和生業資金貸付金1件44万3,080円の合計金額553万708円の債権を放棄するものであります。

同和生業資金は、昭和54年に70万円、住宅建設資金は昭和55年に450万円の貸し付けとなっています。担当部局より債権放棄に至るまでの経緯、説明がりましたが、行政の対応において不明な点があり、納得のいくものではありませんでした。

現在、この住宅建設資金等貸付金関係の滞納が92件あり、滞納金額が1億3,908万4,474円あります。今後、このような債権放棄に至る事例が60件くらいあるという担当部局の説明でありました。（後刻訂正あり）なぜこのようなことが起こったのか、行政はどのように責任をとるのがはっきりしていない今、この議案に賛成をすることはできません。よって、反対いたします。

議長（岸本義明君） 次に、賛成者の発言を許します。

17番、高山政信議員。

17番（高山政信君） それでは、第114号議案、債権の放棄について、当議案に対しまして賛成の立場で討論をいたします。

御存じのように、住宅建設資金貸付金・同和生業資金貸付金制度は、当該地域住民に資金を貸し付けることによりまして、経済的自立と生活水準の向上を図ることを目的とした制度でございます。

この制度も既に終了いたしまして、貸付金の返済が残るのみとなっているところでございます。議案となっております債権額は553万円と大変多額ではございますが、借受人、また連帯保証人も既に死亡しておりまして、借受人、保証人に係る相続人全員が相続を放棄していることから返済の見込みがなく、本議案は認めざるを得ないと思っておりますが、今後において借受人、保証人の高齢化に伴い同一事案の発生が予想されるところでございます。さらに、催告書の送付、戸別訪問の実施を行い、適正な債権管理の履行を当局に強く求めるとともに、議員各位の御賛同をお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（岸本義明君） 以上で討論を終わります。

続いて、採決を行います。

第114号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

第114号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（岸本義明君） 起立多数であります。

第114号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 第115号議案

議長（岸本義明君） 日程第6、第115号議案、字の区域の変更についてを議題とします。

本議案は、去る12月3日の本会議で、産業建設常任委員会に審査を付託していたものであります。

産業建設常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長、16番、実友 勉議員。

産業建設常任委員長（実友 勉君） それでは、第115号議案、字の区域の変更に関

ついて。平成25年12月3日に審査付託のありました、第115号議案、字の区域の変更については、12月6日に第10回産業建設常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

第115号議案は、山崎町宇原地区の県営ほ場整備事業の工事に伴い、従来の地形が大幅に変更されたため、地元土地改良区主導のもと、関係自治会等と協議・調整し、新しくできた道路、水路、圃場の区画の形状にあわせて字の区域の変更を行うものであります。

審査の結果、第115号議案については、適切と判断し、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告を申し上げます。

以上でございます。

議長（岸本義明君） 産業建設常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第115号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第115号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 第116号議案

議長（岸本義明君） 日程第7、第116号議案、平成25年度農作物共済事業に係る無事戻しの実施についてを議題とします。

本議案は、去る12月3日の本会議で、産業建設常任委員会に審査を付託していたものであります。

産業建設常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長、16番、実友 勉議員。

産業建設常任委員長（実友 勉君） 第116号議案、平成25年度農作物共済事業に係る無事戻しの実施について、平成25年12月3日に審査付託のありました、第116号議案、平成25年度農作物共済事業に係る無事戻しの実施については、12月6日に、第10回産業建設常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

第116号議案は、農業災害補償法及び同法施行規則に基づく、農業共済条例の規定により、平成22年度から24年度まで3年間連続加入し、被害がない、あるいは被害の少なかった農家に対し、負担した掛金の2分の1を限度として無事戻し金を交付するものでございます。

なお、今回の対象は、水稻共済で1,171件、麦共済で4件でございます。

審査の結果、第116号議案については、適切と判断し、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

以上でございます。

議長（岸本義明君） 産業建設常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。本議案に関しましては、発言通告が出ておりませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第116号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第116号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 第117号議案

議長(岸本義明君) 日程第8、第117号議案、市道路線の認定及び廃止についてを議題といたします。

本議案は、去る12月3日の本会議で、産業建設常任委員会に審査を付託していたものであります。

産業建設常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長、16番、実友 勉議員。

産業建設常任委員長(実友 勉君) 第117号議案、市道路線の認定及び廃止について。平成25年12月3日に審査付託のありました、第117号議案、市道路線の認定及び廃止については、12月6日に第10回産業建設常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

関係職員の出席を求め、現地踏査も行い、慎重に審査を行いました。

第117号議案は、道路認定基準要綱に定める基準に基づいて、市道の認定及び廃止をするものでございまして、現在認定している路線の起点や終点が変更になることから一旦廃止して再認定するものが3路線、地元要望により認定するものが1路線、開発により設けられ寄附を受けた道路を認定するものが5路線であります。

当該9路線は、全て認定基準及び要件を満たすもの、あるいは既に認定されたものの再認定でございます。

審査の結果、第117号議案については、適切と判断し、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告を申し上げます。

以上でございます。

議長(岸本義明君) 産業建設常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。本議案に関しましては、発言通告が出ておりませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第117号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第117号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 第118号議案～第122号議案

議長(岸本義明君) 日程第9、第118号議案、平成25年度穴粟市一般会計補正予算(第3号)から第122号議案、平成25年度穴粟市病院事業特別会計補正予算(第3号)までの5議案を一括議題といたします。

本5議案は、去る12月3日の本会議で、それぞれの所管の常任委員会に審査を付託していたものであります。

まず、総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、9番、秋田裕三議員。

総務文教常任委員長(秋田裕三君) 12月3日に審査付託のありました、第118号議案、平成25年度穴粟市一般会計補正予算(第3号)の関係部分について、12月5日に第12回総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

今回の補正は、まちづくり推進部では、官兵衛・風土記PR事業費として大河ドラマ放映に伴う市内PR看板の設置及び一宮ぬくろ川周辺の安全防護柵設置工事等

の補正であります。債務負担行為については、福知川における小水力発電の可能性について、発電事業性能評価調査業務を平成25年度から平成26年度の2カ年にかけて実施するための追加であります。

また、消防費関係では、宍粟市設置県衛生ネットワーク通信設備の更新費用、西はりま消防本部設置県衛星ネットワーク通信設備の更新費用を補正するもので、これに伴いまして、歳入では市債として緊急防災・減災事業債を計上しております。

続いて、教育委員会では、教育振興費として近畿及び全国大会出場に伴う部活動補助金の追加、保育所運営助成費では入所児童の増による保育所運営費の増額、障害児保育対策事業補助金の増額等であります。また、歳入では保育所入所児童の増に伴う保護者負担金の増額、保育所運営費国庫負担金見直しに伴う減額等であります。

債務負担行為については、子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築事業を平成25年度から平成26年度までの2カ年で実施するための追加であります。

社会教育では指定寄附による千種図書室の書籍購入費の増額補正であります。

繰越明許費は、家原遺跡公園復元住居改修費で特殊建築物であり、設計監修者との協議及びカヤの確保に不測の期間を要したことによる繰り越しであります。

審査の経過は、黒田官兵衛・播磨国風土記1300年PR事業について、大河ドラマの放映にあわせてPR事業を展開することにより、事業効果の拡大を図ろうとすることは理解するものの、当初予算編成時に事業全体を明らかにし、より綿密な計画及び見積もりを行い、計画的・効率的な予算執行に努められたいとの意見がありました。

審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告を申し上げます。

議長（岸本義明君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、民生生活常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

民生生活常任委員長、6番、伊藤一郎議員。

民生生活常任委員長（伊藤一郎君） 第118号、第119号、第122号議案について報告いたします。

第118号議案につきましては、主なものとしては、民生費においては介護保険事業特別会計への繰出金の精査や障害福祉サービス費が計上され、衛生費においては病院事業特別会計への繰出金が計上されております。塵芥収集車両購入については、車両の装備に期間を要することから繰越明許費として計上されております。また、障

害福祉計画策定業務、火葬場及び霊柩車運転管理業務も債務負担行為として計上されています。

次に、第119号議案につきましては、主なものとして、施設介護サービスほか給付費の不足分の計上と、第6期介護保険事業計画策定業務の債務負担行為が計上されております。

次に、第122号議案につきましては、深刻な医師不足の中、現在支援をいただいている大阪医科大学の奨学金制度の充実など、将来の医師確保のために寄附金の計上と、院内改修の設計監理業務と、平成26年4月から運営する病院内託児所運営業務の債務負担行為が計上されております。

いずれも関係職員に説明を求め、慎重に審査しました結果、第118号議案については、賛成多数で可決すべきものと決しました。第119号議案及び第122号議案については全会一致で可決すべきものと決しましたので、よろしくお願いいたします。議長（岸本義明君） 民生生活常任委員長の報告は終わりました。

続いて、産業建設常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長、16番、実友 勉議員。

産業建設常任委員長（実友 勉君） それでは、平成25年12月3日に審査付託のありました第118号議案、平成25年度穴粟市一般会計補正予算（第3号）の当委員会関係部分、第120号議案、平成25年度穴粟市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、第121号議案、平成25年度穴粟市水道事業特別会計補正予算（第2号）の補正予算3議案について、12月6日に第10回産業建設常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査を行いました。

第118号議案の主な内容といたしましては、産業部関係では、有害鳥獣被害防止施設事業に係る県の制度変更に伴う事業費の精査、高生産性農業集積促進事業補助金や農業生産基盤整備促進事業補助金の追加、森林管理推進事業の追加と、しその森整備事業の減額、市有林整備事業の追加等を行い、土木部関係では、道路維持補修費や交通安全施設整備費、山崎地区の排水系統の調査業務委託の追加、公園施設の修繕や市営住宅の修繕費の追加を行うほか、道路新設改良については関連する国事業が遅れたことにより繰越明許費を計上いたしております。

また、9月の豪雨災害に伴う災害復旧費については、急を要するものは予備費で対応いたしました。それ以外を今回、追加計上をいたしております。

第120号議案、第121号議案は、来年度4月1日から3年間の水道施設等の運転管

理業務を委託するに当たり、年度内に入札・契約事務を行う必要があるため、債務負担行為を起こすものでございます。

審査の結果、第118号議案の関係部分、第120号議案、第121号議案の3議案につきましては、適切と判断し、全て全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告を申し上げます。

以上でございます。

議長（岸本義明君） 産業建設常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本5議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第118号議案を採決いたします。

第118号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

第118号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

議長（岸本義明君） 起立全員です。

第118号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第119号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第119号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありません

か。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第119号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第120号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第120号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第120号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第121号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第121号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第121号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第122号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第122号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第122号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時40分まで休憩いたします。

午前10時25分休憩

午前10時40分再開

議長（岸本義明君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程に入ります前に、先ほどの第114号議案の反対討論の中で一部訂正したい旨の申し出が山下議員よりありましたので、それを許可します。

14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） 債権の放棄についての反対討論の中で、一部訂正をさせていただきたいと思います。

その箇所は、「今後このような債権放棄に至る事例が60件ぐらいあるという担当部局の説明でありました。」というところが、ちょっと勘違いされる表現でありましたので、この部分を直させていただきます。

「今、担当部局が調査中の60件の中には、債権放棄に至る可能性があるものもあります。」というふうに訂正をお願いいたします。

議長（岸本義明君） 以上です。

では、日程に入ります。

日程第10 第123号議案

議長（岸本義明君） 日程第10、第123号議案、宍粟市組織条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） 第123号議案、宍粟市組織条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

平成26年度は、合併10年を迎え、新市として将来にわたって、より一体化した躍動する宍粟市を目指す節目の年であります。宍粟市が抱える喫緊の課題である少子化、高齢化、過疎化の解決に向けた独自政策の打ち出し、政策実現の迅速化、きめ細やかな市民サービスの提供、市民との参画と協働によるまちづくりなど、それらを推進するためには、限られた人員と財源の中で市民ニーズに柔軟な対応ができ、簡素で効率的な行政運営を可能とする組織機構の編成が必要であります。

今回の組織条例の改正では、このような課題への具体的な取り組みを迅速に施策に反映し、効率的な行政運営を推進するため、組織の再編を行うものであります。

具体的な内容としましては、1点目は、各部の事務事業に市民局管内の業務を追加するもので、これは本庁と市民局間において事務の流れの統一性を図り、事務処理を迅速化し、責任所在を明確にした体制を整備するため、市民局管内の事務を本

庁各部署からの指揮命令のもとで行うようにするものであります。

2点目は、公共土木施設の包括的な維持管理と計画的な更新を目指し、事業の効率的な執行と技術職員の弾力的な配置を可能とするため、土木部と水道部を統合し、建設部を設置するものであります。

3点目は、再生可能エネルギーの導入、ごみの減量化と再資源化等、循環型社会の形成を目指した環境行政の一元的な推進のため、環境部門を市民生活部に移管し、生活衛生部門と統合を図るものであります。

4点目は、6次産業の育成や特産品開発等、農林商工業との連携による観光産業の育成を図るため、観光部門を産業部に移管し、商工部門と統合するものであります。

なお、今後においても社会情勢の変化に応じた宍粟市として、よりよい組織のあり方を引き続き検討していく考えであります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（岸本義明君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第123号議案は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第123号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決しました。

日程第11 第124号議案

議長（岸本義明君） 日程第11、第124号議案、旧慣による公有財産の使用権の廃止についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） 第124号議案、旧慣による公有財産の使用権の廃止についま

して、提案理由の御説明を申し上げます。

今回提案しております旧慣による公有財産の使用権を廃止する箇所につきましては、1カ所目が波賀町小野の小野川上流の小野自治会の縁故使用地3,311.2平方メートルで、兵庫県により施行される砂防工事に伴い、県に売却する必要性が生じたものであります。

2カ所目は、波賀町鹿伏及び道谷の山林地籍調査が完了し、既に建設されている特別高圧送電鉄塔敷地の面積が確定したことに伴い、鹿伏自治会の縁故使用地626.21平方メートル及び道谷自治会の縁故使用地287平方メートルを関西電力に売却する必要性が生じたものであります。

この旧慣による公有財産を売却する場合には、地方自治法第238条の6第1項の規定に基づき、旧慣による公有財産の使用権の廃止の議決を経る必要がありますので、今回提案するものであります。

原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（岸本義明君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第124号議案は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に審査を付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第124号議案は、産業建設常任委員会に審査を付託することに決しました。

日程第12 請願第3号

議長（岸本義明君） 日程第12、請願第3号、新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書の提出についてを議題といたします。

この際、紹介議員より請願趣旨の説明を求めます。

6番、伊藤一郎議員。

6番（伊藤一郎君） 新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書について、請願

者、宍粟市新聞販売組合の面々から出ております。

内容は、この文面の中に書いてありますが、私が特に皆さんにお願いしたい点は、新聞は国民の知る権利と議会制民主主義を支える重大な役割を担っております。民主主義制度の発祥の地、ヨーロッパでは新聞の低減税率を採用している国が多数あります。このことも配慮して、我々が生活する上で大切な議会制民主主義を守るために、議員皆さんの賛同をお願いする次第です。よろしくお願いいたします。

議長（岸本義明君） 伊藤一郎議員の説明は終わりました。

続いて質疑であります。発言通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております請願第3号は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

請願第3号は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決しました。

日程第13 発議第8号

議長（岸本義明君） 日程第13、発議第8号、日本酒発祥の地宍粟市日本酒文化の普及の促進に関する条例についてを議題といたします。

本発議は、飯田吉則議員外5名から提出されました。

この際、提出者の飯田吉則議員に提案理由の説明を求めます。

3番、飯田吉則議員。

3番（飯田吉則君） 日本酒発祥の地宍粟市日本酒文化の普及の促進に関する条例についての提案理由を述べさせていただきます。

奈良時代初期の播磨国風土記編さんから1300年に当たり、豊かな森林と清流を有する自然環境に恵まれ発展してきた宍粟市の悠久の歴史と文化を再確認するとともに、この貴重な自然と歴史を後世に継承していかなければなりません。

この播磨国風土記によると、伊和の大神が軍勢を率いて播磨の国を巡歴の途中、

宍粟の郡、庭音の村において兵士たちが持ち歩いていた食料の糲を現在の庭音神社の裏になるぬくゑ川の水に長い間浸していたため、発酵してお酒ができて伊和大神に献上してうたげを行ったと記されています。これが米、米麹、水を原材料にして発酵させる現在の日本酒のあり方に通ずる最古の記述であります。

日本酒は国を代表する酒であり、日本の国酒と言えます。この国酒である日本酒は、宍粟の米と清らかな水がルーツであります。このような歴史と伝統文化が伝わる郷土を誇りとし、日本酒発祥の地として市民の協力を得て、日本酒による乾杯の習慣を広めることにより、郷土愛を醸成し、宍粟市の歴史と伝統文化を全国に発信するとともに、地域の振興と発展に繋がることを期して条例を制定しようとするものであります。

議員各位に当たっては、条例制定の趣旨等を御理解の上、御賛同賜りますようお願いいたします。

議長（岸本義明君） 飯田吉則議員の説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております発議第8号につきましては、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

続いて、討論であります。通告がありませんので討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

これで、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

発議第8号を採決いたします。

本発議は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

発議第8号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、12月18日午前9時30分から開会いたします。

本日は、これで散会いたします。

御苦労さまでした。

（午前10時54分 散会）